

厚生労働省 令和 6 年度 皮膚障害等防止用保護具の適切な選択に係る普及・啓発事業
「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」送付について

ご担当者様

労働安全衛生規則の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日以降、皮膚等障害化学物質等に対して、化学防護手袋等の保護具着用が義務化されました。適切な保護具が選択できるよう、令和 5 年 2 月に初版が発行された「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」の第 2 版が完成しましたので、厚労省の委託を受けお送りしております。

なお、マニュアル p.86 の以下のアンダーライン部が追記されましたので、適宜修正をお願いいたします。

修正後) また、手袋の材料の一つである天然ゴムにはラテックスたんぱく質が含まれるが、ラテックスたんぱく質（パウダー付きの場合にはパウダーがアレルゲンのキャリアになる）が原因となりアレルギー反応を引き起こすことがある。そのため、パウダー吸入による呼吸器の異常も含め、事前の試着時に異常がないかも併せて確認することが重要である。



修正前) また、手袋の材料の一つである天然ゴムにはラテックスたんぱく質が含まれるが、ラテックスたんぱく質が原因となりアレルギー反応を引き起こすことがある。そのため、事前の試着時に異常がないかも併せて確認することが重要である。

上記修正を反映させた本マニュアルが厚労省 HP に掲載される予定ですので、必要に応じて以下のページからダウンロードしてお使いいただけますよう、よろしくお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001393159.pdf>

◆ご不明な点がございましたら、ホームページまたは下記までお問い合わせください。

令和 6 年度 厚生労働省 皮膚障害等防止用保護具の適切な選択に係る普及・啓発事業



事務局 : テクノヒル株式会社

TEL : 03-5642-6144



: gocontact@technohill.co.jp